

「CALS／EC資格制度」の変更について（ご案内）

CALS／EC資格制度の下記について変更いたします。

1. 今後の登録更新では有効期限を設けません。（永久資格になります）

これまで2年毎に登録更新を行ってきましたが、資格試験終了後3年を経過し少なくとも2回目の登録更新となることから、電子入札や電子納品についての一定の知識が定着したと判断し、今年度以降の登録更新では有効期限を設けません。

これに伴い、登録更新で交付する登録証には有効期限を記載しないこととします。また、携帯登録証には有効期限・会社名を記載しないこととします。

2. 新規登録・復活登録は、1年後（平成28年6月30日）をもって終了します。

新規登録（過去の試験合格者で登録を一度も受けたことのない方が対象）および復活登録（登録期間が過ぎている方が対象）は今まで常時受け付けていましたが、登録更新時に有効期限を設けなくなることに伴い、受け付けを1年後までとさせていただきます。

尚、新規登録または復活登録をされた方は、次の登録更新では有効期限を設けません。

3. 登録証の再交付・変更は平成29年9月30日をもって終了します。

1. 2. の変更に伴い、登録証の発行は平成29年10月1日付けで最後となります。そのため、登録証の再交付および変更の受け付けは平成29年9月30日までとさせていただきます。

尚、登録証明願は常時受け付け、登録証明書を発行します。（有効期限のない登録の場合は、登録証明書に会社名を記載しません）

★ 現在登録を受けている方の手続きは、次のようになります。

① （平成25年10月1日に登録更新された方）

平成27年7月1日～8月31日登録更新申請 → 平成27年10月1日付けで登録し、有効期限は設けない
（永久資格になります）

② （平成26年10月1日に登録更新された方）

平成28年7月1日～8月31日登録更新申請 → 平成28年10月1日付けで登録し、有効期限は設けない
（永久資格になります）

★ 新規登録または復活登録をされる方の手続きは、次のようになります。

① （平成27年6月30日までに新規登録または復活登録をした場合）

有効期限が平成28年9月30日ですので、
平成28年7月1日～8月31日登録更新申請 → 平成28年10月1日付けで登録し、有効期限は設けない
（永久資格になります）

② （平成27年10月1日～平成28年6月30日までに新規登録または復活登録をした場合）

有効期限が平成29年9月30日ですので、
平成29年7月1日～8月31日登録更新申請 → 平成29年10月1日付けで登録し、有効期限は設けない
（永久資格になります）

※ 平成27年7月1日～9月30日は、新規登録・復活登録の受け付けは休止します。

以上を年表で示すと次のようになります。

CALS/EC資格の登録スケジュール

